

## 顔戸ハイジ保育園(小規模保育事業)の認可について

### 議題の要旨

合同会社ハイジ(代表社員 小澤邦剛)から令和4年3月11日付けで顔戸ハイジ保育園(小規模保育事業 A 型)に関する事業認可申請がありました。認可基準を踏まえて審査したところ、基準を満たすものと認められました。そこで、児童福祉法第34条の15第4項、米原市子ども・子育て審議会条例第2条第2号の規定に基づき、本件認可に当たって子ども・子育て審議会の意見を聴くものです。

#### ○児童福祉法

##### 第34条の15

- 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。
- 4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かななければならない。

#### ○米原市子ども・子育て審議会条例

##### (所掌事項)

第2条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可に関して協議すること。

#### ➤ 令和3年度第1回子ども・子育て審議会(書面会議)での説明概要

- ・ 平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」において、満3歳未満の保育を必要とする子ども(定員20人未満)を対象とする「地域型保育事業」が市町村の認可事業として新たに位置付けられました。小規模保育事業は、この地域型保育事業の1つであり、利用定員に応じてA型、B型、C型の3区分が設けられています。
- ・ 地域型保育事業の認可に当たっての審査基準には、①設置者に関する審査基準と②事業の設備および運営に関する審査基準の2つの基準で審査する必要があります。
- ・ 国の通知によれば、保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から認可申請があった場合には、認可するものとされています。現行の第2期米原市子ども・子育て支援事業計画では、令和6年度までの0～2歳児の保育需要に対する確保の内容(=利用定員)として、0歳児で85人、1・2歳児で392人としていますが、令和3年度の市内保育所、認定こども園全体の利用定員は、0歳児85人、1・2歳児で352人となっているため、認可基準を満たす場合には認可していく必要があります。

## 1 認可申請の概要

設置者	合同会社ハイジ 代表社員 小澤邦剛
事業所の名称	顔戸ハイジ保育園
事業所の所在地	米原市顔戸 498 番 1 
事業区分	小規模保育事業 A 型 <sup>※1</sup>
認可定員	19 人(0 歳児 3 人、1 歳児 8 人、2 歳児 8 人)
開所時間	7 時 30 分から 18 時 30 分まで(土曜日は 18 時 00 分まで)
保育時間	保育短時間 8 時 30 分から 16 時 30 分まで 保育標準時間 7 時 30 分から 18 時 30 分まで
延長保育	あり 早朝 7 時 30 分から 夕方 18 時 30 分まで
休業日	日曜日、祝日、12/29~1/3
連携施設 <sup>※2</sup> (連携内容)	米原市立おうみ認定こども園 ① 保育内容の支援(合同保育、屋外遊戯場の利用、行事参加)
施設長	園長 辻 恵美子(福祉の実務経験 2 年以上あり)
職員	保育士 6 人(常勤 5 人、非常勤 1 人)、調理員 1 人(常勤) 嘱託医 1 人(非常勤)、嘱託歯科医 1 人(非常勤)
給食	自園調理(献立作成・栄養指導は外部委託)
事業用地	個人から借地(10 年以上) 846 m <sup>2</sup>
事業所	自己所有専用施設 112.0 m <sup>2</sup>
部屋	乳児室兼ほふく室、保育室、相談室、乳幼児トイレ、厨房、検収室、事務室
屋外遊戯場	170.3 m <sup>2</sup>

※1 第 1 回審議会資料では B 型とお伝えしていましたが、A 型に変更されました。

※2 地域型保育事業では、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、地域型保育事業の終了後も満 3 歳以上児への保育・教育が継続的に提供されるように、①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定の 3 項目に関する連携施設を適正に確保することが求められています。ただし、子ども・子育て支援法施行後 10 年間は連携施設の設定を要しない経過措置が定められています。

## 2 主な審査項目と審査結果

### (1) 設置者に関する審査基準（児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項）

- 第 1 号基準 経済的基礎
  - ・ 事業用地を借地する場合は、地上権、賃借権の登記をするか、10 年以上の賃貸借契約を締結していること。
  - ・ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
  - ・ 年間事業費の 12 分の 1 以上に相当する資金を普通預金等換金性の高い形態で有していること。
- 第 2 号基準 社会的信望
  - ・ 申請者が社会的信望<sup>※1</sup>を有していること。
- 第 3 号基準 知識・経験
  - ・ 実務を担当する幹部職員(所属長)が保育所等において 2 年以上の実務経験を有していること。
- 第 4 号基準 要件非該当
  - ・ 禁固・罰金刑、認可取消など 11 項目の要件に該当しないこと。

### (2) 設備および運営に関する審査基準

(米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例)

- 保育所等との連携
  - ・ 連携施設を確保すること(ただし、経過措置期間中は確保を要しない。)
- 衛生管理
  - ・ 利用乳幼児の使用する設備、食器類または飲用水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じること。
  - ・ 感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じること。

#### ○ 顔戸ハイジ保育園の取組み

- ・ 設備・玩具 : 定期的に消毒、洗浄を行う。
  - ・ 食器類 : 食洗器による洗浄、食器消毒保管庫の使用。
  - ・ 飲料水 : 水質基準に関する省令に掲げる基準に準拠
  - ・ 感染症 : 日頃からの健康観察で早期発見に努める。感染症確認時は嘱託医に相談し、保護者に連絡する。調乳やおむつ交換後の手洗い、消毒を実施する。医師から感染症の発生が報告されたときは、保護者に対して必要な情報提供を行う など
  - ・ 食中毒 ; 大量調理施設衛生管理マニュアルに準拠
- ⇒ それぞれ必要な措置を講じているものと認められました。

※ 1 本市では、他自治体の事例を参考に、暴力団と関係を有する団体でないことや税の滞納が無いこと、過去に管理施設で重大事故を起こしていないこと等の要件を設定しています。

➤ 食事

- ・ 自園調理を行わなければならない(一定の要件により外部搬入も認められる。)
- ・ 献立は、できる限り変化に富み、発育に必要な栄養量を含有すること。
- ・ 食品の種類、調理方法について栄養や利用乳幼児の身体的状況、嗜好を考慮したものでなければならない。
- ・ 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

○ 顔戸ハイジ保育園の取組み

職員に栄養士がおられないため、献立作成、栄養指導について外部委託されています。委託事業者から提供された資料を確認した結果、認可基準を満たすものと認められました。

➤ 設備の基準

- ・ 乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業 A 型には、乳児室またはほふく室、調理設備および便所を設けること。
- ・ 乳児室またはほふく室の面積は、乳児または満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上であること。
- ・ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業 A 型には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設けること。
- ・ 保育室または遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、3.3㎡以上であること。

○ 顔戸ハイジ保育園の面積基準

① 乳児・満2歳に満たない幼児	認可定員 11 人(0 歳 : 3 人、1 歳 : 8 人)
乳児室兼ほふく室の面積	面積基準 : 定員 11 人 × 3.3 ㎡/人 = 36.30 ㎡
	実面積 : 37.98 ㎡
② 満2歳以上の幼児	認可定員 8 人(2 歳 : 8 人)
保育室または遊戯室の面積	面積基準 : 定員 8 人 × 1.98 ㎡/人 = 15.84 ㎡
	実面積 : 19.82 ㎡
屋外遊戯場の面積	面積基準 : 定員 8 人 × 3.3 ㎡/人 = 26.40 ㎡
	実面積 : 170.36 ㎡

⇒ いずれも実面積が面積基準を満たしていると認められました。

➤ 職員

- ・ 小規模保育事業 A 型には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。
- ・ 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人とし、その合計数に 1 を加えた数以上とする。

○ 顔戸ハイジ保育園の保育士配置基準

認可定員 0 歳児：3 人、1 歳児：8 人、2 歳児：8 人

保育士配置基準：0 歳児定員 3 人 ÷ 3 + 1 ・ 2 歳児定員 16 人 ÷ 6 + 1 ≒ 4.66

ハイジ保育士数：常勤 5 人、非常勤 1 人

⇒ 保育士数が配置基準を満たしていると認められました。

➤ 保育内容

- ・ 保育所保育指針に準じ、小規模保育事業者 A 型の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

○ 顔戸ハイジ保育園の取組み

保育所保育指針では、①指針に示された保育目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるように「全体的な計画」を作成すること、②全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的な見通しをもって作成すること、③全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成されること等が示されています。

全体的な計画の審査に当たり、養護と教育が子どもの発達過程に即して展開される各時期の生活において適切に具体化し設定されているか、地域型保育事業所の特色を生かした保育を行うことができるように作成されているか、指導計画、保健計画、食育計画、職員研修計画等の各種計画が全体的な計画に基づき作成できるように位置づけられているか、利用する保護者に対する子育て支援および地域の保護者等に対する子育て支援が位置付けられているか等の着眼点から確認しました。

顔戸ハイジ保育園が作成された「全体計画」では、養護と教育が位置付けられており、計画には絵本やわらべうたを活かした情操教育などの特色が盛り込まれています。また、健康管理や食育、研修、保護者支援、地域との連携、長時間保育等の項目についても配慮されており、適切に作成されているものと認められました。

保育理念	子どもは生まれながらにいろいろな可能性を秘めている。家庭保育の延長である保育園で、その可能性を引き出し、何事にも興味や関心を持って健全な心身の成長を図る場を目指す。				
保育方針	は 「はつらつと元気な子」 子どもはやっぱり元気が一番！ い 「いろいろな関わりを大切に」 保育園に通う子どもだけではなく、地域の方々とも関わりを持って！ じ 「自由な発想でいろんなあそびにチャレンジ」 あそびを通していろいろな学びや人との関わりを大切に！				
保育目標	●個々の発達に沿った保育 ・0歳児からの発達の姿に沿って、丁寧にじっくり時間をかけて一人ひとりが自立していく力を育てる保育を大切にする。 ・「安定した生活の流れ」(変わらない日課で日々の生活が子ども自身で見通せる) ・「一人ひとりの生活リズムに応じた生活習慣の自立」(一人ひとりの発達の姿や生活状況に応じた排泄・食事の自立) ●絵本やわらべうたを通して豊かな感情や心を育てる。 ・豊かな「ことば」の習得、また想像力を刺激したり聞く力をつける。				
	0歳	1歳	2歳		
保育のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる大人のもとでゆったりと生活を過ごし、まわりのおもちゃや自然などの環境に興味を持ち、自らかかわろうとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりに応じた生活のリズムで安心して過ごす中で、指先や体全体を使って周りの環境に繰り返し自らかかわって遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の過ごし方がわかり、保護者の見守りの中で自ら行動しようとする。</li> <li>並べたり比べたり、見立てたりして遊ぶ。また、全身を使って粗大遊びを楽しむ。</li> </ul>		
養護	生命の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の生活のリズムに応じながら安定した生活を送る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生的で落ち着いた雰囲気の中で生理的欲求を十分に満たし、安心して過ごせるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活の流れを考えた環境を作り、安心して快適に過ごせるようにする。</li> </ul>	
	情緒の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の欲求を受け止め、満足し安心して過ごせるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分の気持ちを安心して出していけるよう一人一人の思いを受け止め共感していくようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の気持ちに丁寧に応え、安定した信頼関係を築く。</li> </ul>	
教育	健康	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの24時間の生活(排泄・食事・睡眠)の流れに応じて安心して生活を過ごす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとり、家庭からの生活の流れに沿って安定した生活を過ごす。</li> <li>保育者の援助を受けながら「自分で」とやってみようとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一日の生活の流れがわかり、基本的な生活を自分でしようとする。</li> <li>走ったり、飛んだり、バランスをとったりなど全身を使って遊びを楽しむ。</li> </ul>	
	人間関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる担当保育者との愛着関係を軸にまわりの大人や友だちにも</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心できる保育者を仲立ちに周囲の友だちとかかわったり、友だちの様子に関心を持つなど、一緒に機嫌よく過ごす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クラスの保育者や友だちに親しみを持ち、同じ遊びを楽しんだり、手伝いを喜んでする。自己主張しながらも、保育者に支えられながら少しずつ友だちに譲ったり分けたりして気持ちをコントロールしようとする。</li> </ul>	
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な素材やおもちゃ、身近な自然などに興味を示したり、好きな場所やおもちゃで五感を使って遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まわりの自然や保育環境に興味を持ち、繰り返し自らかかわりながら、試したり、見立てたりして遊ぶ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周りの自然や環境に関心を持ち、繰り返し自らかかわり探索活動を楽しむ。</li> <li>周りの環境を使って保育者や友だちと一緒に見立て・つもり遊びを楽しむ。</li> </ul>	
	言葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育者の言葉や歌声に聞き入ったり、絵本を読んでもらって聞く喜びを知る。</li> <li>ふれあい遊びをして、嬉しくて喃語を発したりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵本やわらべうたで言葉を聞く楽しさや喜びを繰り返し味わう。</li> <li>保育者との応答的なかわりの中で、自ら声かけをしたり、片言や一語文を話す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>絵本を通して言葉の響きやリズム、繰り返しの言葉など、言葉の世界を広げていく。</li> <li>欲求や思いなどを言葉で表現したり、簡単なごっこ遊びの中で言葉のやりとりを楽しむ。</li> </ul>	
	表現	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分が見つけたり、心が動いたことを指差し、喃語などで伝えようとする。</li> <li>保育者の歌声や手遊びを模倣したり、身体で表現したりすることを楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊びや生活の中で、自分なりの意図や目的をもつようになり、指差しや身振り、片言の言葉で表現しようとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歌ったり、リズムに乗って体を動かす楽しさをあじわう。</li> <li>紙や粘土をちぎったり丸めたり描画など、様々な遊びを楽しむ。</li> </ul>	
	食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達に応じて、いろいろな食材に慣れ、食事を楽しむ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いろいろな食べ物を見たり触ったり、関心を持ち、楽しんで食事を食べる。</li> <li>少人数で家庭的な雰囲気の中で食事を食べる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食を通じて健康な心を育てる</li> <li>いろいろな食べ物に関心をもって食べる</li> <li>食事のマナー(スプーン・フォークなど)を知って食べようとする。</li> <li>少人数で家庭的な雰囲気でお食事を食べる。</li> </ul>	
人権尊重		情報保護		苦情対応・処理	
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの最善の利益を守るため、いかなる理由があっても子どもの人権(個人を尊重し、それぞれの生活や生き方を侵害しない)を損う行為、言動はしない。</li> <li>人権三法について学び、人権意識の向上に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者から園運営上知り得た情報や園での子どもの様子など個人に関わる情報は、保護者の同意なく、また正当な理由(保育上必要と認められたもの)以外は外へ出すことはしない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情責任者を園長、苦情受付者を主任が担当し、第三者委員を設置するなど「苦情解決規定」に則って、利用者の苦情処理および解決を図る。</li> </ul>	
健康管理		安全対策		給食管理	
<ul style="list-style-type: none"> <li>受け入れ時の健康チェックを行うとともに、睡眠チェック表にて健康管理を行う。(0歳児…5分、1歳児…10分、2歳児…15分)</li> <li>ほけんだよりを発行し、流行している病気やその予防などについて保護者に注意喚起を行う。</li> <li>嘔吐等の処理・対処についてマニュアルを作成するとともに、対処グッズを保育室に常備する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月避難訓練を実施する。</li> <li>年2回防犯訓練を実施し、犯罪から身を守る方法について訓練を行う。危機管理マニュアルを保育室の園児名簿(出席簿)、緊急連絡簿と一緒にファイルに綴じ、救急用具と共に持ち出せるようにしておく。</li> <li>危機管理マニュアルはダイジェスト版を作成し、すぐに確認ができるようにしておく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養管理、離乳食、アレルギー対応を行う。</li> <li>毎月の献立表、給食便りを発行する。</li> <li>手作りおやつ、果物を添えるなど家庭的な内容にする。</li> <li>家庭との連携を密にし、一人ひとりに合った食事内容(離乳食等)を提供する。</li> </ul>	
保護者支援		研修		情操教育	
<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者から相談を受けたときだけでなく、送迎時の様子など気になることがあれば、保育者の方から声をかけたり、話し出せるきっかけをつくるようにする。</li> <li>一方的にアドバイスするのではなく、保護者自身が自分で答えを見つけていけるよう傾聴に努める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>絵本の研修、人権研修、保育内容研修、乳児医療研修、特別支援研修、虐待研修など保育に必要な内容について外部講師を招いて、またコーディネーター等による研修を実施する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>絵本、わらべうた遊び、ふれあい遊び、赤ちゃん体操等を通して、心豊かな子どもを育てる。</li> <li>赤ちゃん体操</li> </ul>	
地域との連携		長時間保育			
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の保護者に育児相談の開催</li> <li>オープンなコミュニティカフェの設置</li> <li>近隣保育園との交流</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者への伝達事項は、伝え漏れの無いように引き継ぐ。</li> <li>異年齢との保育になるので安全に気を付ける。また、細かい玩具を口に入れないように十分に留意する。</li> <li>利用する子の好きな絵本や玩具を持ち込み、安心して過ごせるように配慮する。</li> <li>保育時間が長くなるため、疲れが出ないように落ち着いた環境造りをする。</li> </ul>			

➤ 保護者との連絡

- ・ 常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るように努めなければならない。

○ 顔戸ハイジ保育園の取組み

施設だよりの発行、連絡帳の活用、育児・発達相談会の開催、健康診断結果を家庭に連絡するなどの連絡体制が計画されており、認可基準を満たすものと認められました。

資料に記載した審査項目以外にも、非常災害対策計画、職員の知識・技能の向上、虐待や懲戒権の濫用の禁止、健康診断、内部規程、秘密保持、苦情対応、保育時間等の審査項目があり、それぞれ確認した結果、いずれも認可基準を満たすものと認められましたので、認可することが適当と考えています。

## 家庭的保育事業等認可申請書 審査表（全事業共通）

事業者名	合同会社ハイジ
施設名	顔戸ハイジ保育園
事業区分	小規模保育事業A型

審査項目		審査結果			指示事項	
		適	不適	審査不要		
法第34条の15第3項	第1号基準	経済的基礎	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第2号基準	社会的信望	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第3号基準	知識・経験	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第4号基準	要件非該当	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
市認可基準条例	第4条	最低基準と家庭的保育事業者等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第5条	家庭的保育事業者等の一般原則	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第6条	保育所等との連携 ①保育内容の支援	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		保育所等との連携 ②代替保育の提供	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	経過措置期間中のため、代替保育の提供に関する連携施設を確保することについては、認可に当たって必要としないが、今後も継続して確保するように努めること。
		保育所等との連携 ③卒園後の受け皿の設定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	第7条	家庭的保育事業者等の非常災害対策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	水防法第15条の3の規定に基づき、要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画を出水期までに作成し、米原市長宛てに届出すること。 提出先：保育幼稚園課
	第8条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第9条	家庭的保育事業者等の職員の知識および技能の向上等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第10条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	第11条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第12条	虐待等の禁止	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第13条	懲戒に係る権限の濫用禁止	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第14条	衛生管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第15条	食事	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第16条	食事の提供の特例	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
	第17条	利用乳幼児および職員の健康診断	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第18条	家庭的保育事業所等内部の規程	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第19条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第20条	秘密保持等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第21条	苦情への対応	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		その他	賠償責任保険への加入	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



## 家庭的保育事業等認可申請書 審査表（小規模保育事業A型）

事業者名	合同会社ハイジ
施設名	顔戸ハイジ保育園
事業区分	小規模保育事業A型

審査項目			審査結果			指示事項
			適	不適	審査不要	
市認可基準条例	第24条 (第30条準用)	保育時間	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第25条 (第30条準用)	保育の内容	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第26条 (第30条準用)	保護者との連絡	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第28条	設備の基準	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	第29条	職員	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	